

スーパーショットインドアゴルフ&レッスン入会者利用規約

第1条（総則）

本規約は、株式会社ツールボックス（以下本部）、またはフランチャイズ加盟企業（以下当社）が推進する練習場およびスクール事業、「SUPER SHOT! インドアゴルフ&レッスン」（以下本会）に関し、会員の入退会や利用条件等について定めるものとします。

第2条（目的）

本会は会員のゴルフのレベルアップを図り、マナーとルールを遵守し、本会を通じて知り合った会員相互の親睦の輪を広げることや、運動不足の解消・健康維持を目的とします。

第3条（運営管理）

本会は本部が運営管理を行います。

第4条（入会資格・未成年の利用）

本会の入会資格は、次の各号すべてに該当する個人とします。ただし、本会が該当していないと判断した方は入会できません。

- （1）入会申し込みされた本人と同一人物と確認でき、本規約の各事項を理解し、遵守することに同意する方。
- （2）入会後の利用時から本会スタッフの指示に従える方。
- （3）マナー、エチケットを守り、ゴルフを通じて知り合う当会員との交流を大切にする方。
- （4）暴力団、極右、極左、半グレ、薬物依存者等、反社会的勢力以外の方。またそれらと

関係を持たない方。

(5) 妊娠をしていない方（入会後、妊娠が判明した場合は医師の診断書をもって1年間の

休会制度を利用するか、退会いただくこととなります）。

(6) 健康な方（場合により医師による健康証明書の提出をいただくこともあります）。

(7) 満10歳以上の方。また15歳未満は保護者の同伴が必要となります。なお15歳未

満の方のセルフトайムのご利用はできません。ワンポイントレッスンタイム表示が

あるコマのみとなります。また東京都の条例により18歳未満の方は22時以降の

来店はできません。

(8) 日本語の読み、書き、聞き取り、またはそれらに代わることで日本語対応ができる方。

(9) スマートフォンまたはそれに準ずるタブレットでの操作が可能な方。施錠ロック解除

に使用するため、スマートフォンが必要となります。アプリをダウンロードしていた

だきます。

(10) 右利きで打席利用する方。

(11) 入会申し込みの確認事項および同意事項に同意いただける方。

第5条（入会手続き）

(1) 本会の入会は、アプリでの入会手続きとなります。本施設でのアプリ使用入会手続

きもできます。また入会には一定の審査があります。審査の結果のいかんにかかわ

らず、その問い合わせに対し、本会は審査の内容の公表は一切いたしません。

(2) 入会審査の承認を得た後、入会金および月額利用料を先行して翌月分まで納入いただきます。またクレジットカードによる月額利用料の継続課金登録を済ませていただきます。月額利用料のカード決済日は毎月 20 日に翌月分をお支払いいただきます。

(3) 上記項目がすべて完了して会員資格を得ることとします。

(4) 本会入会にあたり、本人確認のため、顔写真を撮影させていただくことがあります。

(5) 当施設は室内のため、すべての入会希望者がご利用できるとは限りません。そのため、入会希望者は入会前に無料体験を受けていただき、打席利用の可否を判断させていただきます。本会が打席利用不可と判断した場合の入会はできません。

第 6 条（会員証）

(1) 入会時の会員証の発行はいたしません。別途会員番号をスタッフよりお伝えいたします。

(2) 本施設を利用される場合は、入退出に必要な会員 ID が表示できるスマートフォン等を持参ください。

第 7 条（会員の権利）

(1) 会員はその種別で利用できる日時および時間に違いがあり、その有効期間であれば、1 コマ 50 分の利用ができます。1 日最大 2 コマ利用できますが、利用時間が終了しないと次の予約はできません。

- (2) すべての打席はアプリより予約のうえ、同アプリを使用し、入退出をします。
- (3) 利用可能な打席が満席の場合、予約が取れないことがあります。
- (4) 会員は各打席設置のスイング解析機システムをご利用いただけます。また自身のスマートフォンでのスイング撮影も可能です。貸出三脚はスタッフが常駐している時間のみご利用いただけますが、必ず、スタッフに撮影依頼をしてください。その他の撮影機材の持ち込み、本施設の撮影、他の会員の練習風景等の撮影は禁止とします。なお。スイング解析機による自身のスイング動画は無料の専用スマートフォンアプリにて持ち帰り、ストックすることができます。
- (5) Y o u T u b e、インスタグラム等 S N S 動画配信向けのご利用はできません。

第8条（入会金・月額利用料等）

- (1) 入会申し込み時に利用プラン（会員種別）を選択し、入会金および月額利用料をお支払いいただきます。
- (2) 月額利用料は登録されている決済方法にて毎月 20 日に決済いたします。万が一、決済できない場合は本施設の利用はできません。
- (3) 登録した決済方法での月額利用料の決済は初月は日割り、その後は入会月の翌月から月額となります。
- (4) 毎月の請求書及び領収証の発行はいたしません。なお会員資格を有する間はご利用の有無にかかわらず毎月、月額利用料を納入いただきます。

- (5) 一度納入された入会金・月額利用料・レッスン予約料は理由の如何を問わず払い戻しいたしません。
- (6) 本会のサービス内容についてはクーリングオフ制度適用対象外となりますので、入会後の返金対応は出来かねます。
- (7) 本会は経済情勢等の変動に応じて、月額利用料等の変更をすることができます。
- (8) 本会が主催するゴルフコースラウンド料・コースレッスン料は事前に当施設にて現金のみの受付となります。なお、本会で悪天候による中止を判断した場合は返金いたします。

第9条（選択プランの変更・休会・退会・再開）

- (1) 本条に掲げた各種手続きの期限は毎月 10 日までとし、10 日が休業日と重なる場合、本施設での各種手続きは期限の前営業日までとなります。
- (2) 本会を退会される場合は、毎月 10 日（休業日である場合はその前日）までに本会所定の退会届を記入のうえ本施設スタッフに提出してください。その場合は翌月末が退会日となります。なお、各種手続きは本施設のみでの受付となり、メール、シヨートメッセージ、各種 SNS、電話、FAXでの受付はいたしません。また退会に際し、本会から貸与されたものは速やかに返却願います。
- (3) 本会を休会される方は、毎月 10 日までに本会所定の「休会届」用紙に記入の上、本施設で手続きを完了させてください。期限までに休会手続きをされた場合、最短で

翌月 1 日より休会が可能となります。

(4) 休会期間は最大 3 カ月までとします。休会終了から 9 カ月以内は再休会できません。

妊娠の場合は医師の証明書をもって最大 12 カ月休会できます。

(5) 退会、休会等各種手続きに関して月額に利用料の滞納がある場合は手続きできません。なお、退会希望の場合で滞納分がある場合、滞納分は一括現金精算となります。

(6) 所定の退会、休会手続きがされない場合、毎月 20 日に月額利用料の決済を行います。

(7) 退会後の退会手続きの取り消しは一切できません。

(8) 専用ロッカー利用は 1 年間契約とし、1 年分を契約時に一括現金にてお支払いいただきます。ロッカー利用継続の連絡は当施設から連絡します。ロッカー利用者は休会中でも継続利用となります。またロッカー契約期間途中で退会されても、月割り返金は致しません。

(9) 休会期間終了後の月額利用料は通常通りの決済となります。なお休会の短縮をする場合は毎月 10 日までに変更手続きを行って下さい。

(10) 選択プラン（会員種別）の変更は、デイタイム利用権利からフルタイム利用権利のみ変更できます。所定の方法で変更の手続きを行ってください。毎月 10 日までの手続きの場合、翌月 1 日以降の変更となります。なお休会の短縮をする場合は毎月 10 日までに変更手続きを行って下さい。

第10条（時間割・スタッフ等の変更）

- (1) 清掃時間や休憩時間、地元イベントやメンテナンスによりご利用できない日・時間があります。
- (2) スタッフの体調不良や、やむを得ない事情により、当日のスタッフ変更やレッスンの休止をすることがあります。

第11条（予約およびキャンセル）

- (1) 本施設のご利用は事前予約制となります。
- (2) マンツーマン個別レッスンの申し込みには事前予約が必要です。詳しくは本施設スタッフまでお尋ねください。
- (3) セルフトайムおよびワンポイントレッスンタイム（O P L）はアプリ予約のみとなっています。
- (4) 次回の予約はご利用終了後以降に予約が可能となります。
- (5) 予約をキャンセルする場合は、ご予約の60分前までにアプリにてキャンセル手続きを終了してください。60分前を過ぎると無断キャンセルとなり、それが3カ月間で3回の累計に達すると1カ月間の予約受付不可のペナルティが課せられます。復活する場合は本施設スタッフにお尋ねください。
- (6) 休会中は本施設をご利用いただけません。休会明けの予約を再開するには、休会明け10日前からアプリにて予約が可能となります。（例 3月末日まで

休会 4月 1日より再開の場合は 3月 20日に 4月 1日の予約を取ることがで
きます)

(7) マンツーマンレッスン以外での利用（セルフトライム・ワンポイントレッスン
タイム）の際は終了時間の 5 分前にボールの片づけなどを行い、利用終了時
刻には打席からの退出をしていただきます。

第12条（資格譲渡禁止）

会員は会員資格を第三者に対し、売買・貸与・譲渡・担保供与・名義変更すること
はできません。

第13条（資格喪失・除名）

(1) 会員は退会・除名・死亡により会員資格を失います。
(2) 会員が以下の各項に該当する場合、本会は会員を除名することができます。
またその理由について本会は回答の義務を有せず、除名にかかる異議申し立てについて一切これを受理しません。

- ① 月額利用料またはロッカー利用料の支払いを連続して 3 カ月以上怠った場
合。
- ② 本規約に違反した場合、または SNS を含む本会の名誉傷つける行為、秩序
を乱す行為、本施設を棄損する行為等会員としてふさわしくないと本会が
判断した場合。

- ③ 会員が暴力団関係者等反社会的勢力との関係が発覚した場合。
- ④ ストーカー行為、無許可での営業活動、セールス行為、布教活動、その他勧誘行為およびそれに類する行為があつた場合。
- ⑤ 他の会員やコーチ、ティーチングプロ、本施設スタッフに対するハラスメント行為や迷惑行為、暴力行為またはそれに近い行為と本会が判断した場合。
- ⑥ 本施設利用時の飲酒、または酒気帯び・酩酊状態が発覚した場合。
- ⑦ 第12条の違反行為をした場合。
- ⑧ 本会の指定期日までに決済方法の登録を完了していない場合。
- ⑨ 許可なく会員の同伴者が打席を利用した場合。
- ⑩ 第4条に違反していると認められた場合。
- ⑪ その他本会が会員としてふさわしくないと判断した場合。

第14条（会員の事故）

- (1) 会員は自己の責任と危険負担において他の会員と協調して本施設を利用するものとします。
- (2) 本会は会員が本施設を利用中に生じたトラブル、怪我その他事故について、本会はその責任を一切負いません。会員同士の本施設内外でのトラブルについても同様とします。

(3) 会員は本施設において技量を超えた行為、および危険行為は行ってはならないもの

とします。また対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものと
します。

(4) 会員の所有するゴルフ用具や器具を本施設に持ち込み、または使用した場合の破損・

盗難・怪我・事故に関して本会は一切の弁償・賠償を追わないものとします。

(5) 本施設内ではゴルフクラブの取り扱いに十分に注意して、周りに事故や怪我のない

よう配慮し利用するものとします。

第15条（休業）

(1) 休業日は別途、本施設または公式サイト上に提示してお知らせします。その他やむ

を得ない事由が発生した場合、休業することがあります。

(2) 店休日以外に本会の行事を行うことにより、休業する場合があります。

(3) 諸事情によりセルフトайムのみに変更することができます。

第16条（本施設の廃止、利用制限）

(1) 本会は次の事由により本施設の一部または全部を一時的に閉鎖または本会を停止す
ることができます。この場合、会員に対する補償は致しません。

① 気象、災害、事故等が起きたとき。

② ガラスの破損、水漏れ、水害等施設内が危険な状態になったとき。

③ 本施設の改造または補修作業のとき。

- ④ 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。
 - ⑤ スタッフおよび家族の急病、不慮の事故が発生したとき。
 - ⑥ 当局による検証が行われるとき。
 - ⑦ 本会が経済的理由でやむを得ないと判断した場合。
- (2) 本施設が修繕または他の理由により一時的に本施設の設備、機器備品等が利用できなくなる場合に対し、本会は会員に対し補償はいたしません。なお重要事項はアプリまたは公式サイトに可能な限り記載いたします。

第17条（責任事項）

- (1) 会員または未成年の会員が本施設を利用するに当たり、故意または過失の如何を問わず、他の会員もしくは第三者に損害を与えた場合、該当する会員およびその保護者が賠償責任を負うこととします。
- (2) 会員が本施設を利用中、本施設の一部または本施設内のゴルフ器具、用具、クラブ等を破損させた場合、本会の責に帰すべき理由を除き、修復に要する費用の請求をすることがあります。
- (3) セルフトайムでの保護者以外の同伴者は入店できません。同伴者が打席を利用したことことが発覚した場合は除名対象となります。入会希望者を同伴される場合はあらかじめ本施設のスタッフまでお知らせください。なお同伴者の安全を確保する義務者

はお連れした会員にあり、怪我や事故について本会は一切責任を負いません。

第18条（禁止事項）

以下の行為は禁止行為となり、除名処分対象となります。

- ① 会員同士の（ワンポイントアドバイスを含む）レッスン行為。
- ② 施設内での会員同士の大声での会話。
- ③ 施設内での会員による物品販売、営業行為、金銭の貸借、勧誘、政治活動、アンケート依頼、署名活動等。
- ④ トイレ利用だけの入退出。
- ⑤ 1打席に複数人が入る行為。
- ⑥ 打席以外での素振りや練習。
- ⑦ 水分補給以外の飲食。
- ⑧ アルコールの施設内への持ち込みおよび飲酒。
- ⑨ 他人に迷惑をかける行為、不快感を与える行為。
- ⑩ 正当な理由なく、他の会員の所持品に触れる行為。
- ⑪ 危険物、人や器具を傷つける可能性のある物品の持ち込み。
- ⑫ 施設内の備品、器具、測定機、ボールの持ち出し。
- ⑬ その他当会が不適切と判断した行為すべて。
- ⑭ 施設内外（入口外、自転車置き場、物置周辺含む）での喫煙。喫煙は当施設付近で

は一切できません。また路上喫煙は練馬区条例違反となります。

第19条（自己健康管理）

- (1) 会員は各自の責任において健康管理を行うものとし、健康状態を各自毎日管理したうえで、本施設を利用するものとします。
- (2) 必ず準備運動やストレッチを行ってから本施設を利用するものとします。
- (3) 万が一、練習中に身体の異変を感じたなら、ただちに練習を中止し、本施設のスタッフに申し出ることとします。なお、本会は医師による証明不能な怪我や体調不良についての責任は負いかねます。スタッフがいない時間帯では、直接電話等で対処してください。

第20条（撮影および解析データ使用許諾等）

- (1) 本会は、入会以降に撮影された会員の動画、画像および解析システム等に保存されたスイングおよび飛距離等の全データ（以下本データという）を下記に定める使用範囲内において無償にて使用いたします。なお本データを本人以外が閲覧する場合は肖像権を侵害しない範囲で一部加工いたします。
- ① 本データを WEB コンテンツ・印刷物・スイング解析例としてスイング解析機内外で使用すること。
- ② 本データの選択、光学的創作、変形加工等。
- ③ 本データを利用して作成された印刷物等。

- (2) 会員が許諾に同意しない場合、または使用許諾を終了させる場合は会員が本会に事前に届け出ることとします。
- (3) 会員は第三者に本データについて、複製、謄写、外部 PC や電子記録媒体への保存またはメールや各種 WEB サービスへの掲載その他閲覧以外のいかなる方法も一切利用できません。これに違反した場合は、違約金として入会金相当額の賠償および第三者に生じた損害も賠償いただきます。
- (4) 使用許諾に同意しないまたは終了させた場合、スイング解析システムの比較機能等一部システムが利用できなくなります。

第21条（変更事項）

- (1) 会員は住所や連絡先の変更があった場合は速やかに変更届け出書を提出するものとします。
- (2) 一切の会員への通知は会員から届け出のあった最新の住所宛に行い、住所に通知が届かなかったことの責任を本会は負いかねます。

第22条（規約の改定）

本会はこの会員規約を予告なく変更することがあります。変更後の規約は本施設内に掲示することで通知するものとします。

第23条（個人情報についての取り扱い）

本会に提出した会員およびお客様の個人情報は本会のプライバシーポリシーに基づき、利用する場合があります。